北九州市立児童文化施設管理要綱

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第８号。以下「条例」という。）並びに北九州市立児童文化施設管理規則（昭和 47 年北九州市教育委員会規則第 14 号）に定めるもののほか、北九州市立児童文化施設の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

（こども文化会館の使用制限）

第１条　次の各号の一に該当するときは、こども文化会館を使用できない。

(1) 営利又は収益を目的として使用するとき。

(2) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための使用又はその政治的活動をするために使用するとき。

(3) 特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれらに反対するために使用するとき。

（入館の制限）

第２条　館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) めいていしている者

(2) 他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携帯している者

(3) その他管理上支障があると認める者

（専用使用の申請）

第３条　児童文化施設の全部又は一部を専用して使用しようとする者は、使用申請書（第１号様式）を館長に提出しなければならない。

（使用の不許可）

第４条　館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備等をき損するおそれがあるとき。

(3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第２号に規定する暴力団と密接な関係を有する者であるとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第５条　館長は、前条の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更する（以下、「使用許可の取消し等」という。）ものとする。

２　前項の規定に基づく使用許可の取消し等により使用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

（使用の条件）

第６条　館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて許可することができる。

（使用料の減免）

第７条　条例第５条の規定に基づき、別表に定めるところにより使用料を減免する。

（使用料の不返還）

第８条　既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責任によらない理由により使用できないときは、その全額を返還する。

（使用者の守るべき事項）

第９条　使用者は次の事項を守らなければならない。

(1) 許可なくして物品を販売しないこと。

(2) 定められた場所以外で火気を使用し、又は飲食、喫煙をしないこと。

(3) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。

(4) 使用の許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。

(5) 許可なくして、特別の設備をし、又は造作を加えないこと。

(6) 使用を終えたとき又は条例第３条の３及び本要綱第７条の規定に基づく使用許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復して職員の検査を受けた後返還すること。

(7) 使用する地位を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外の目的に使用しないこと。

（職員の立ち入り）

第 10 条　使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

（損害賠償）

第 11 条　使用者が建物若しくは設備を滅失又はき損したときにおいて、原状回復ができないときは、市の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

付則（平成 15 年５月 30 日　教育長決裁）

１　この要綱は、平成 15 年６月１日から適用する。

付則（平成 16 年６月 28 日　教育長決裁）

１　この要綱は、平成 16 年７月１日から適用する。

付則

１　この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

付則

１　この要綱は、平成 23 年９月１日から施行する。

付則

１　この要綱は、平成 24 年 10 月１日から施行する。

付則

１　この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

付則

１　この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

付則

１　この要綱は、令和４年４月 28 日から施行する。

別表

区　　分	減 免 の 割 合
(1)　市の主催又は市と共催により使用するとき。	10 割
(2)　市内に事務所を有する社会教育関係団体、社会福祉団体若しくは自治組織又はこれに準ずる団体が、児童文化の向上のため使用するとき。	各室使用料の 10 割
(3)　その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。	10 割